

虐待防止のための指針

オリーブ訪問看護ステーション阿倍野

I. 基本指針

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、運営規程に利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。全ての職員が高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員への研修を実施する。

II. 虐待の定義

1) 「高齢者虐待防止法」とは

1. 正式名称 「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月施行）

2. 法の目的 ・高齢者の虐待防止

・高齢者虐待の防止等に関する国等の責務を明確化

・虐待を受けた高齢者の保護 ・養護者への支援

3. 高齢者の定義 ・65歳以上の者。65歳未満の者であっても、必要に応じて高齢者に準ずる者として対応を行う。(65歳未満であって、かつ身体・精神等に障がいを有する場合は「障害者虐待防止法」が適用される)

4. 高齢者虐待の種類

・高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の2種類に分けている。「養護者」とは高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものを指し、身辺の世話や金銭の管理等を行っている高齢者の家族、親族、同居人等が該当する。また、同居していないなくても、身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合もある。「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設もしくは有料老人ホーム、または介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターの業務に従事する者を指す。

III. 養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待

1) 高齢者虐待かもしれないと思ったときには

1. 勇気をもって通報する

2. 通報や届出をした人の情報は守られる

①高齢者虐待防止法で、通報者・届出者を保護することが規定されている。虐待かも！？と思ったら、ためらわずに通報する。高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待」を受けたと思われる高齢者を発見した人（虐待の疑いのに気づいた人）は、市町村に速やかに通報する義務があると定められている。

②通報を受けつけた市町村職員は、「その職務上知り得た事項であって当該通報 又は届出をした者

を特定させるものを漏らしてはならない」とされている。

③職員が通報した場合は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」とされている。

IV. 養護者による高齢者虐待対応のながれ

1) 養護者による高齢者虐待の対応は、区役所が第一義的な責任を負い、地域包括支援センターと協力しながら積極的に対応していく。虐待対応は大きく3つの時期に分けられ、目標も少しづつ異なる。虐待の通報等を受付けると速やかに事実の確認を行い、高齢者の安全確保を優先に対応する。

1. 初動期：高齢者の生命、身体の安全確保、虐待の解消・高齢者が安心して生活できる環境整備
2. 対応期：目標達成の確認。「虐待の解消」と「安心して生活できる環境整備」のための対応計画を策定し、計画に基づき支援に取り組む。
3. 終結期：「虐待の解消」と「安心して生活できる環境整備」を確認したところで、虐待対応は終結する。

V. どのような行為が虐待なのか

1) 身体的虐待

1. 暴力的行為で、痛みを与える等で身体にあざや外傷を与える行為。
2. 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
3. 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与える等で、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
4. 身体拘束及び外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

1. 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
2. 専門的判断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限し使わせない、放置する。
3. 同居人等が高齢者虐待の行為を放置する。
4. 養介護施設従事者等の虐待では、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る。

3) 心理的虐待

1. 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
2. 養介護施設従事者等の虐待では、威嚇的な発言
3. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

4) 性的虐待

1. 本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的な行為、その強要。

5) 経済的虐待

1. 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

VI. 高齢者虐待のサイン、未然防止

訪問型サービス事業者は、虐待やセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を取る。

1) 高齢者の様子

- ・ 不自然なアザや、やけどのあとが見られる
- ・ 汚れたり破れた衣類を着ていたり、異臭がする
- ・ 天気が悪いのに、長時間家の外で過ごしている
- ・ デイサービスなどを利用したとき「帰りたくない」などの発言がある
- ・ 必要と思われる診療や介護保険サービスを受けていない
- ・ 年金や財産収入等があるにもかかわらずお金がないと訴える
- ・ 体重が不自然に増えたり減ったりする
- ・ 体を委縮させる、急に怯えたり恐ろしがったりする
- ・ 最近姿をみない

2) 養護者の様子

- ・ 世話や介護に拒否的な発言がある。高齢者に対する冷淡な態度や無関心
- ・ 高齢者に会わせない。近所付き合いがない
- ・ 介護疲れや病気などつらい様子が伺える
- ・ 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してはお金をかけようとしない

3) 家庭の様子

- ・ 郵便受けや玄関先等が手紙や新聞で一杯になっている
- ・ 家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえてくる
- ・ 部屋の中に衣類や食べ残しが散乱していて非衛生的である
- ・ 高齢者の部屋に外から鍵がかけられている
- ・ 電気やガスが止められている

4) その他

VII. 虐待防止委員会（以下、「委員会」とする）の設置

虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

1) 委員会は年2回（5月、11月）に定期的に開催し、次の事を検討する。

1. 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事
2. 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事
3. 職員が支援等に関する悩みを相談する事の出来る相談体制に関する事
4. 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事
5. 虐待発見時の対応に関する事
6. その他人権侵害、虐待防止に関する事

2) 委員会は、管理者、事業所職員（虐待防止委員会と兼務）で構成する。なお、必要に応じて、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

VIII. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

IX. 虐待防止に関する責務等

- 1) 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- 2) 虐待防止に関する責任者は、本指針に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用などの日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係各所に通報しなければならない。

X. 関係機関への相談・報告

- 1) 明らかな暴力行為などがあり状況が深刻で早急に対応を要する場合
 1. 利用者宅にて責任者に連絡し、状況を報告する。
 2. 110番通報又は阿倍野警察署「生活安全課」06-6663-1234へ連絡する。
 3. 責任者は必要時現場へ急行する。
- 2) 虐待が疑われる場合
 1. 責任者に状況を報告する。
 2. 責任者は、適當と考える下記機関相談窓口へ報告し指示を仰ぐ。
 - ・ 阿倍野保健福祉課 06-6622-9982
 - ・ 阿倍野区地域包括支援センター
 - ・ 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ 06-6241-6310
 - ・ 休日夜間福祉電話相談 06-4392-8181
- 3) ケアマネジャー、主治医へ状況報告する。
- 4) DV の疑いがある利用者についてDVが疑われる利用者については、下記の相談窓口に連絡し、指示を仰ぐ。
 - ・ 大阪市配偶者暴力相談支援センター 06-4305-0100
 - ・ 大阪府女性相談センター 06-6949-6022、06-6946-7890

XI. 虐待の早期発見等への対応

1) 虐待の早期発見

虐待案件は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速察知しそれに係る確認

や責任者への報告が重要である。なお虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為が虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める事が必要である。

2) 虐待発見時の早期対応

利用者の状態が身体に影響がないか、主治医へ報告し指示を仰ぎ対応する。

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をする事及び利用者や家族に十分に配慮する。利用者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図り、行政に通報、相談する。

さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、支援体制の強化、職員の意識啓発等に努める。

XII. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念である「やさしく生命を守る」を深く認識し、虐待を防止する為に次に掲げる事項に留意することとする。虐待事案の発生した場合は、利用者の状態確認を行い、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理し可能な限り記録する。利用者に同意を得たうえで、外傷等があれば写真を撮影する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位を問わず、当人の対応の改善を求め、必要な措置を講じる。

1) 意識の重要性

- ・ 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

2) 基本的な心構え

- ・ 利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりで思い込まないこと。
- ・ 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示した場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・ 利用者は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否したりができない場合もあることを認識すること。
- ・ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立ち事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者へ速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

XIII. 本指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者等はいつでも閲覧することができる。また介護サービス情報公開システムに記載する重要事項において、いつでも閲覧可能な状態とする。

附則

本指針は 2024 年 3 月 1 日より施行する